

美浦村定住促進奨励金制度



今年度の申請は

「平成29年1月2日から令和4年1月1日までに住宅を取得した方」が対象です

村では、定住人口の増加促進と活力あるまちづくりの推進を図るため、「美浦村定住促進条例」を制定し、村内に取得した新築住宅または中古住宅に継続して居住される方に、住んでいる家とその敷地に課税される固定資産税相当額を基本とする定住促進奨励金を交付しています。この奨励金の申請期間については、当該課税年度の固定資産税を完納した時点から年度末3月31日の間です。

対象となる住宅は？

原則、平成31年1月2日～令和4年1月1日までに取得した住宅*が対象となります。ただし、同世帯に義務教育終了前の子がいる場合は平成29年1月2日～令和4年1月1日となります。

※取得した住宅とは、新築および中古住宅等の購入となります。すでに住宅を村内に所有している方の建て替えや購入については対象外となります。また、相続により住宅を取得した場合も対象外となります。

奨励金交付の対象者は？

居住するために美浦村に住宅を新築または購入し、その住宅に美浦村の住民として定住する方が、定住促進奨励金交付の対象者となります。

ただし、同世帯に次のいずれかに該当する方がいる場合は対象外です。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- ・村税および各種使用料、その他村の税外収入金を滞納している

奨励金交付までの流れ

申請期間内に、「定住促進奨励金交付申請書」に必要な事項を記入のうえ、次の書類を添付して役場企画財政課に提出してください。なお、交付期間中は、年度ごとに毎年交付申請が必要です。

【添付書類】

- ①住民票謄本(続柄記載のあるもの)
- ②土地の登記事項証明書
- ③住宅の登記事項証明書
- ④定住誓約書
- ⑤村税等納入状況確認承諾書
- ⑥定住促進奨励金に係る共有名義者同意書

※⑥同意書は申請に係る土地・住宅が共有名義の場合に必要です。

※2年目以降の申請には、「添付書類②③④」の添付は不要です。

【交付申請書の申請期間】

当該課税年度の固定資産税を完納した日から年度末3月31日までです。

※役場閉庁日は申請できません。

◇申請例…令和3年1月2日～令和4年1月1日の間に住宅を取得した場合の奨励金の申請期間は、令和4年度課税の固定資産税を完納した日から令和5年3月31日までとなります。

奨励金の額・交付期間は？

【奨励金の額(年額)】

納付した固定資産税のうち、「奨励金の対象となる住宅」および「奨励金の対象となる住宅の敷地」が申請者名義または同世帯の親族名義である場合は、その住宅および敷地に係る固定資産税の年税額相当額が奨励金として交付されます。ただし、取得した住宅により奨励金の限度額が次のとおり設定されています。

◎新築住宅…年額20万円まで

◎中古住宅…年額10万円まで

【奨励金の交付期間】

原則3年とします。ただし、4年目以降も同世帯に義務教育終了前の子がいる場合には最長5年まで延長されます。

※交付期間は該当物件に固定資産税が課税された初年度から起算します。

※申請期間を過ぎた場合はその年度分の定住促進奨励金の交付はできませんのでご注意ください。

申請期間を過ぎてしまうと奨励金の交付ができなくなってしまいますのでご注意ください！
期限に余裕を持って申請しましょう。

